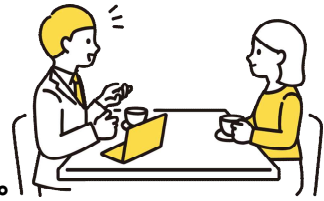


まちづくりセンター 活動室利用者募集

市民活動団体の活動拠点としてご利用いただけます。



●募集対象
活動室1室

●利用対象
まちづくりセンターに利用登録している団体または団体を設立しようとしている個人

●募集期間
令和5年1月5日(木)から令和5年1月30日(月)まで

●利用許可期間
令和5年4月1日から1年間

●利用許可期間後の更新
利用許可期間後は、1年間に限り利用の更新が可能です。

●場所及び面積
長久手市武蔵塚101番地3 長久手市まちづくりセンター2階活動室 20㎡

●使用料
38,570円/月

●設備
照明、空調×1、電源コンセント×6、電話線用差込口×1、LANコンセント×1
・光熱費の支払い不要。ただし、省エネルギーでの使用をお願いします。
・電話やインターネットの接続環境については利用者の自己責任での設置、費用も自己負担となります。
・その他の必要となる備品についても利用者の自己責任においての設置となります(市が認めるものに限る)。

●申請方法
下記の書類を長久手市つつせがある課まで直接提出してください。

① 長久手市まちづくりセンター活動室利用申請書

HP、まちづくりセンター受付またはつつせがある課窓口にてお渡しします。

② 団体の活動内容の分かるもの(事業計画書など)

★申請時に、団体の活動内容や活動室の利用方法についてヒアリングを行う場合があります。

※応募多数の場合は、審査の上、利用者を決定します。